

～島しょ保健所に関する Q&A～

＜赴任関係＞

- Q 1 島しょ保健所はどんなところ？
- Q 2 就職までのスケジュールは？
- Q 3 島に職員住宅はあるの？
- Q 4 夫婦や家族連れて赴任できる？
- Q 5 勤務時間は？
- Q 6 島しょ保健所以外にも都の職場はあるの？

＜仕事内容＞

- Q 7 出張等で本土に来る機会はある？
- Q 8 業務で運転することはある？

＜給与・旅費＞

- Q 9 給与上、どのような措置がある？
- Q 10 赴任や帰任にあたって旅費は支給される？

<赴任関係>

Q 1 島しょ保健所はどんなところ？

A 島しょ保健所は、島しょ地域の保健施策の拠点として、地元町村と連携して保健衛生サービスを提供しています。

新宿にある総務課の他に、各島に出張所があります。詳細は以下表のとおりです。

島しょ保健所各出張所の職員数（令和7年7月時点）

区 分	所	職員数
島しょ保健所 各出張所	大島出張所	13
	新島支所	3
	神津島支所	3
	三宅出張所	12
	八丈出張所	12
	小笠原出張所	7
合 計		50

島しょ保健所各出張所の体制

出張所	庶務担当	庶務事務、臨床検査、放射線検査、栄養指導等
	生活環境担当	食品衛生、環境衛生、獣医衛生業務
	保健指導担当	保健指導業務
	支所（新島・神津島）	生活環境、栄養指導、保健指導等

Q 2 就職までのスケジュールは？

A 大まかには以下の流れとなります。

1月上旬 最終合格通知送付

→2月中 赴任地決定のご連絡

→住宅について調整開始・転居の準備（転居を伴う方のみ）

4月1日 採用・勤務開始

※保健所勤務が初めての方や希望者には、勤務開始時（または開始前）、本土での研修を予定しております

Q 3 島に職員住宅はあるの？

A 各島に職員住宅があります。ご自分で手配することも可能です。

Q 4 夫婦や家族連れで赴任できる？

A 可能です。職員住宅には家族住宅タイプもあります。

Q 5 勤務時間は？

A 原則、8：30～17：15（昼休憩1時間）の勤務となります。

（育児等の事情により別の勤務時間帯を希望される場合は、個別にご相談ください。）

Q 6 島しょ地域には、島しょ保健所以外にも都の職場があるの？

A 島しょ保健所各出張所のほか、以下の各局事業所があります。

- ・各支庁（総務局）
- ・島しょ農林水産総合センター各事業所（産業労働局）
- ・教育出張所、学校（教育庁）

<仕事内容>

Q 7 出張等で本土に来る機会はある？

A 担当業務にもよりますが、会議等出張の機会があります。

Q 8 業務で運転することはある？

A 島内関係機関へのお出張や、専門職であれば監視指導や訪問相談など、庁有車を運転する機会があります。車の運転が不安な方は、赴任前に安全運転講習等を受講されることをお勧めします。

※ 運転免許はないため赴任できないということはありません。

＜給与・旅費＞ ※令和 7 年 4 月 1 日時点の制度です。

Q 9 給与上どのような措置がある？

A 島しょ赴任者に対しては、以下の手当が支給されます。

地域手当（異動保障）

民間における賃金、物価等に関する事情を考慮して支給される手当

- ・ 支給割合

島しょ地域へ異動する職員については、異動後 3 年以内（局長が特に必要と認める職員にあっては、8 年以内）の期間には、以下の割合が適用されます。

＜令和 8 年度＞

区部・多摩地域から異動	9 %
都外地域から異動	12%

＜令和 9 年度＞

区部・多摩地域から異動	16%
都外地域から異動	12%

＜令和 10 年度以降＞

区部・多摩地域から異動	20%
都外地域から異動	16%

特地勤務手当

離島その他の生活の著しく不便な地に勤務する職員が、当該地域の地理的・文化的環境等によって受けるであろう生活の困難さ、あるいは精神的負担などに対して、給与上対処するために、その勤務する期間を通じて支給する手当

- ・ 支給額（月額）

{異動時の（給料の月額＋扶養手当の月額）× 1 / 2
+ 現に受ける（給料の月額＋扶養手当の月額）× 1 / 2} × 支給割合

- ・ 支給割合

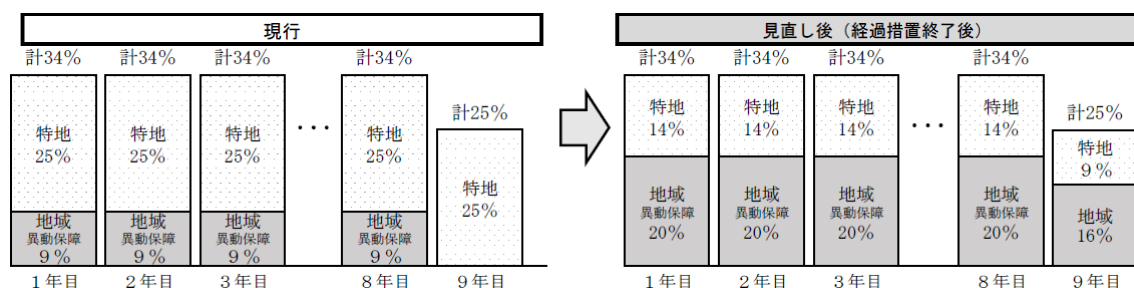
特地公署	大島	小笠原
支給割合	15%	25%

※ 上記地域手当の改正に伴い、令和9年度以降は、特地勤務手当の月額から地域手当の月額に以下の減額割合を乗じた額を減じて支給されます。

令和9年度	43%
令和10年度以降	55%

なお、改正前後で月収は均衡しますが、地域手当は期末勤勉手当の算定基礎に含まれるため、期末勤勉手当の支給額が増えることになります。

(イメージ：区部から小笠原に異動した場合)



特地勤務手当に準ずる手当

特地公署に住居移転を伴って異動した職員とその地に従前から居住する職員等との生活不便度や精神的負担の差に着目して、前者に対して、異動後3年（その有する技術・経験等に照らし、3年を超えて引続き特地公署に勤務させることが必要であると局長が必要と認めた職員については、8年）に限って支給する手当

- ・ 支給額（月額）

異動時の（給料の月額+扶養手当の月額）×支給割合

- ・ 支給割合

異動日から 起算した期間	4年未満	4年以上～ 5年未満	5年以上～ 6年未満	6年以上～ 7年未満	7年以上～ 8年未満
支給割合	6%	4%	3%	2%	1%

小笠原業務手当

小笠原諸島に所在する都の機関に所属する職員が、当該機関の所掌する業務に従事したときに支給する手当

- ・ 支給額（日額）

職務の級	3 級（課長代理級）以上	2 級（主任級）以下
父島	510 円	410 円
母島	700 円	600 円

※上記は、小笠原村以外において採用された小笠原村以外からの赴任職員に適用される金額です。なお、技能職は区分が異なります。

単身赴任手当

単身赴任に伴う二重生活による経済的、精神的負担に対して給与上の措置を行うことを目的とする生活給的手当

- ・ 支給対象

公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居し、距離制限を満たし、単身で生活することを常況とする職員

- ・ 支給額（月額）

30,000 円（基礎額）＋加算額

※職員の住居のみが一定の島しょにある場合、加算額は以下のとおり。

特地公署	大島	父島	母島
加算額(円)	12,000	40,000	46,000

Q10 赴任や帰任にあたって旅費は支給される？

A 赴任及び帰任に要した旅費を弁償するため、「赴任旅費」が支給されます。

支給される旅費の種類としては、交通費（鉄道賃、船賃及び航空賃等）及び転居費（引越し費用等）があり、原則として実費額が支給されます。その他、赴任旅行の状況に応じて、宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び家族移転費が支給されます。